

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	日和田町八丁目地区(八丁目集落)	平成27年2月23日	令和2年8月27日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	31.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31.3 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.4 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当地区は、基盤整備時に水稻作業を受託する任意組織を発足し、平成16年に法人化、水稻栽培と菌床しいたけの複合経営を行っている。
また、当該法人は地区の農地の大部分を集積しており、年間を通して地域の担い手を雇用し、また後継者の育成にも努めている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

八丁目地区の農地利用は集積・集約化が完了し、中心経営体である認定農業法人1経営体が担っている。また、今後は後継者の育成にも努めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1 法人	水稲 菌床しいたけ	30.6 ha 65,000 玉	水稲 菌床しいたけ	31 ha 65,000 玉	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・地域農業全体について 本地区は、中心経営体である認定農業法人を中心に、稲作及びしいたけの複合経営に取り組み、同法人に地区の農地の大部分が集積されている状況である。 今後は、後継者の育成や、地力の増進を図るため堆きゅう肥の施用に努めるとともに、廃菌床の有効活用を図るなど、持続可能な農業経営を目指していく。</p>
<p>・農地中間管理機構の活用方針等 中心経営体である認定農業法人に作業受託する各農家については、年齢、体調に応じて農地維持の活動に勤めていく。 また農業をリタイア・経営転換する場合には、原則として農地中間管理機構に貸し付けることとし、中心経営体への一層の集積、集約化をすすめていく。</p>